

感対第367—1号
令和8年7月24日

県内医療機関 管理者 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子
(公印省略)

今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への対策の推進について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今夏の感染症対策につきましては、令和8年6月30日付けで厚生労働省・子ども家庭庁・環境省・文部科学省から、急性呼吸器感染症やインフルエンザを中心とした対策の徹底に関する事務連絡（以下「国通知」という。）が発出されております。

本県におきましては、この国の方針を踏まえつつ、お盆期間を迎えるにあたり、実効性のある体制整備を図るため、「令和8年度お盆期間における医療体制の確保について（依頼）」（令和8年7月15日付け感対第337—1号（以下「県通知」という。））によりお盆期間における外来医療体制の確保等について依頼したところです。

また、夏風邪の代表である手足口病やヘルパンギーナが全国的に増加していることから、本県におきましては、夏の感染症対策として、7月21日に記者会見で県知事から県民の皆様へ感染防止対策の呼び掛けを行ったところです。

つきましては、医療機関の皆様におかれましては、県通知で依頼した外来医療体制の確保等の実施にあわせ、国通知の趣旨についても改めて御留意いただき、特に別添3に示されている医療機関における必要な医薬品等の備えや購入・使用などにつきまして、適切な対応に努めていただくようお願い申し上げます。

記

1 国通知の構成

- (1) 今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への対策の推進について
全体の概要説明
- (2) 別添1：今夏の急性呼吸器感染症等への対策について
基本的な対策、予防接種、情報提供、ワクチン・抗原検査キット・治療薬の確保状況、予防啓発の取組

- (3) 別添2:今夏の急性呼吸器感染症等への対策に関するQ&A
急性呼吸器感染症（ARI）の説明、インフルエンザと新型コロナの説明、予防・治療、予防接種について
- (4) 別添3:今夏のARI等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について
医療提供体制に関する基本的な考え方、地域住民に対する周知・注意喚起、高齢者・障害者施設・学校等における対応、その他（検査・医薬品・抗原定性検査キット）
- (5) 別添4:急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設等内感染予防の手引

2 国通知掲載ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/kansen/kourousyou/tsuchi7.html>

<通知全般に関すること>

担 当：感染症対策課 感染症担当

連絡先：048-830-7330

メール：a3510-17@pref.saitama.lg.jp

<別添3：医薬品に関すること>

担 当：薬務課 販売指導担当

電 話：048-830-3622